

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、女性・若者を主体とした取組により、商店街の活性化を図るため、商店街等組織または女性・若者を中心とした団体等（以下「団体等」という。）が、自主的かつ主体的に行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「商店街」とは、小売店その他の商業施設の集積地又は問屋街をいう。</p> <p>(2)「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。</p> <p>イ 法人化されていない商店街を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。</p> <p>ウ ア又はイに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。</p> <p>(3)「女性・若者を中心とした団体等」とは、次のいずれかに該当する任意団体で規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が3分の1を占める ・年度年齢45歳以下の者が3分の1を占める ・女性と年度年齢45歳以下の男性が3分の1を占める <p>(4)「広域的に連携」とは、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単一の市町村域において、2以上の団体等が連携している ・複数の市町村域にまたがり、2以上の団体等が連携している ・団体等とその近隣に所在する大規模小売店舗が連携している <p>(5)「大規模小売店舗」とは、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定するものをいう。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、女性・若者を主体とした取組により、商店街の活性化を図るため、商店街等組織または女性・若者を中心とした団体等が、自主的かつ主体的に行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「商店街」とは、小売店その他の商業施設の集積地又は問屋街をいう。</p> <p>(2)「商店街等組織」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 商店街を構成する団体であって、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの。</p> <p>イ 法人化されていない商店街を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。</p> <p>ウ ア又はイに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの。</p> <p>(3)「女性・若者を中心とした団体等」とは、次のいずれかに該当する任意団体で規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性が3分の1を占める ・年度年齢45歳以下の者が3分の1を占める ・女性と年度年齢45歳以下の男性が3分の1を占める

<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、第1条に規定する趣旨に則り、商店街において女性・若者が関わる事業とする。</p> <p>(1) イベント事業</p> <p>(2) セミナー・ワークショップ事業</p> <p>(3) 交流事業</p> <p>(4) 商品開発事業</p> <p>(5) 交流拠点整備事業</p> <p>(6) その他商店街の活性化に資する事業</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。</p> <p>(1) 市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業</p> <p>(2) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業</p> <p>(3) 宗教活動や政治活動に関する事業</p> <p>(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者が行う事業</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）による規制の対象とされている事業</p> <p>3 第1項及び第2項の規定は、広域的に連携して事業を行う場合についても適用する。</p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(事業計画書の提出及び補助対象事業者の採択)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする団体等であり、かつ、別表の補助率の1年目に該当するものは、規則第3条に規定する申請書を提出する前に、別に定める書類を、別に定める期日までに知事に提出するものとする。</p> <p>2 知事は、前項の書類が提出されたときには、補助対象者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を開催し、応募者にその結果を通知するとともに、補助金を交付することが適当と認めるときは、補助金交付の内示を行うものとする。</p> <p>3 前項に規定する審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(交付申請)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>(交付決定)</p>	<p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業のうち、第1条に規定する趣旨に則り、商店街において女性・若者が関わる事業とする。</p> <p>(1) イベント事業</p> <p>(2) セミナー・ワークショップ事業</p> <p>(3) 交流事業</p> <p>(4) 商品開発事業</p> <p>(5) 交流拠点整備事業</p> <p>(6) その他商店街の活性化に資する事業</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は補助対象事業としない。</p> <p>(1) 市町村が交付する補助金等の交付を受けた事業</p> <p>(2) 特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業</p> <p>(3) 宗教活動や政治活動に関する事業</p> <p>(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者が行う事業</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。）による規制の対象とされている事業</p> <p>(補助対象経費及び補助率)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(交付決定)</p>
--	--

第7条 (略)

(交付の条件)

第8条 (略)

(変更承認申請書類等)

第9条 前条第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき 計画変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助対象事業を中止しようとするとき 中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(3) その他知事が必要と認める書類

(交付決定等の取消し等)

第10条 (略)

(交付申請の取下書)

第11条 (略)

(状況報告)

第12条 (略)

(実績報告書)

第13条 (略)

(補助金の額の確定等)

第14条 (略)

(補助金の支払)

第15条 (略)

(事前着手)

第16条 (略)

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 (略)

(申請書等の様式等)

第18条 (略)

(書類の提出等)

第19条 (略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第6条 (略)

(交付の条件)

第7条 (略)

(変更承認申請書類等)

第8条 前条第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき 計画変更承認申請書(様式第2号)

(2) 補助対象事業を中止しようとするとき 中止(廃止)承認申請書(様式第3号)

(交付決定等の取消し等)

第9条 (略)

(交付申請の取下書)

第10条 (略)

(状況報告)

第11条 (略)

(実績報告書)

第12条 (略)

(補助金の額の確定等)

第13条 (略)

(補助金の支払)

第14条 (略)

(事前着手)

第15条 (略)

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 (略)

(申請書等の様式等)

第17条 (略)

(書類の提出等)

第18条 (略)

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月17日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から適用する。

別表 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	企画費	謝金、旅費、会議費、賃借料、 消耗品費		
	広告宣伝費	広告宣伝費、印刷製本費、 通信運搬費		
	会場費	会場費、賃借料		
	管理費	補助員人件費、雑役務費		
補助率	1年目	2年目	3年目	
	3分の2以内 (補助上限：40万円)	2分の1以内 (補助上限：30万円)	3分の1以内 (補助上限：20万円)	

※2年目以降の補助率は、予算が講じられた場合に適用するものとする。

別表 補助対象経費及び補助率

補助対象経費	企画費	謝金、旅費、会議費、賃借料、 消耗品費		
	広告宣伝費	広告宣伝費、印刷製本費、 <u>広報費</u> 、 通信運搬費		
	会場費	会場費、賃借料		
	管理費	補助員人件費、雑役務費		
補助率	1年目	2年目	3年目	
	3分の2以内 (補助上限：40万円)	2分の1以内 (補助上限：30万円)	3分の1以内 (補助上限：20万円)	

※2年目以降の補助率は、予算が講じられた場合に適用するものとする。

(様式第1号) (第6条関係)

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

(添付書類)

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 補助対象経費内訳書 (別紙2)
- 3 団体、組織の規約、定款等

(様式第1号) (第5条関係)

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業 補助金交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金申請額	金	円

(添付書類)

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 補助対象経費内訳書 (別紙2)
- 3 団体、組織の規約、定款等

(様式第1号) (別紙1)

2. 団体概要

申請団体・組織名 (代表者名)	
所在地	〒
連絡先	(電話番号) (E-mail)
担当者名	
設立年月	
構成員数	_____名 (内、女性_____名 / 年度年齢 45 歳以下の男性 名)
主な取組活動 及び今後の活動	

(注) 広域的に連携して事業を行う場合は、代表団体の概要を記載すること

(様式第1号) (別紙1)

2. 団体概要

申請団体・組織名 (代表者名)	
所在地	〒
連絡先	(電話番号) (E-mail)
担当者名	
設立年月	
構成員数	_____名 (内、女性_____名 / 年度年齢 45 歳以下の男性 名)
主な取組活動 及び今後の活動	

(様式第2号) (第9条関係)

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業 計画変更承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった標記事業の内容を、下記理由により変更したいので承認してください。

記

- 1 補助金変更交付申請額 金 円
- 2 補助金既交付決定額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

区分	補助事業 に要する経費	内 訳	
		自己負担額	県補助金額
変更前	企画費		
	宣伝広告費		
	会場費		
	管理費		
	合 計		
変更後	企画費		
	宣伝広告費		
	会場費		
	管理費		
	合 計		

(添付書類)

- 1 事業計画書 (別紙1)
- 2 補助対象経費内訳書 (別紙2)

(様式第3号) (第9条関係)

(様式第4号) (第11条関係)

(様式第5号) (第13条関係)

(様式第6号) (第15条関係)

(様式第2号) (第8条関係)

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業 計画変更承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった標記事業の内容を、下記理由により変更したいので承認してください。

記

- 1 補助金変更交付申請額 金 円
- 2 補助金既交付決定額 金 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

区分	補助事業 に要する経費	内 訳	
		自己負担額	県補助金額
変更前	企画費		
	宣伝広告費		
	会場費		
	管理費		
	合 計		
変更後	企画費		
	宣伝広告費		
	会場費		
	管理費		
	合 計		

(添付書類)

変更箇所に係る見積書・納品書・請求書等の証明書類

(様式第3号) (第8条関係)

(様式第4号) (第10条関係)

(様式第5号) (第12条関係)

(様式第6号) (第14条関係)

(様式第7号) (第16条関係)

交付決定前着手届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合も、異議は申し立てません。

記

1 事業名：

2 事前着手が必要な理由：

3 事前着手（予定）日：

<別記条件>

- (1) 既に交付要綱第6条による交付申請書類を提出している場合は、補助金交付申請日から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。

(様式第7号) (第15条関係)

交付決定前着手届

令和 年 月 日

長野県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

女性・若者が創る商店街賑わい創出事業補助金について、別記条件を了承の上、下記のとおり交付決定前に着手したいので届け出ます。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合も、異議は申し立てません。

記

1 事業名：

2 事前着手が必要な理由：

3 事前着手（予定）日：

<別記条件>

- (1) 既に交付要綱第5条による交付申請書類を提出している場合は、補助金交付申請日から補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がないこと。